

動物の適正な飼養管理方法等に関する検討会（第10回）
議 事 概 要

1. 日時 令和4年3月8日(火) 14時00分～16時00分
2. 会場 AP日本橋 Dルーム（オンライン併用）
3. 出席者

座長	武内 ゆかり	東京大学大学院教授
委員	磯部 哲	慶応義塾大学大学院法務研究科教授
	加隈 良枝	帝京科学大学准教授
	佐藤 衆介	八ヶ岳中央農業実践大学校畜産部長
	渋谷 寛	渋谷総合法律事務所所長、弁護士
	戸田 光彦	自然環境研究センター 主席研究員
	水越 美奈	日本獣医生命科学大学教授
事務局	野村 環	環境省自然環境局総務課動物愛護管理室室長
	田村 努	環境省自然環境局総務課動物愛護管理室室長補佐
	佐藤 啓一郎	環境省自然環境局総務課動物愛護管理室専門官

4. 議事概要

座長の進行により、議事（1）（2）について検討が行われた。

（1）動物の適正な飼養管理方法等に関するこれまでの取組について

事務局より、

資料1-1 改正動物愛護管理法の取組の流れについて

資料1-2 動物取扱業における犬猫の飼養管理に係る基準省令（概要）

資料1-3 「動物の適正な飼養管理方法等に関する検討会」のこれまでの検討について、以下の説明が行われた。

- 資料1-1、令和元年6月19日に動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律が公布され、令和2年4月30日に改正動物愛護管理法の基本指針を公布した。この検討会で御議論いただいた第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令等は令和3年4月1日に公布、6月1日に施行され、さらに動物取扱業における犬猫の飼養管理基準の解釈と運用指針は5月25日に公表された。

- 令和4年3月4日に、「動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行等の在り方について」、中央環境審議会からマイクロチップの装着・登録に係る基準省令を改正する旨の第4次答申があった。現在、この答申を受け、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則、及び先ほどの基準省令の改正に向けて、作業を行っており、順調にいけば、3月下旬頃に公布する予定である。そして、今年6月1日に犬猫繁殖業者等へのマイクロチップの装着・登録が義務化されるという運びとなる。
- 資料1-2は、動物取扱業における犬猫の適正な飼養管理に係る基準省令の概要である。基準省令の中身は大きく分けて(1)から(7)まであり、それぞれ適正な飼養管理に係る項目・事項が掲げられている。(1)は、飼養施設の規模や構造などに関する事項であり、運動スペースの大きさやケージの大きさの具体的な数値基準を設けている。(2)は、飼養又は保管に従事する従業員の員数に関する事項であり、犬や猫を適正に飼養管理するため、従業員一人あたりの飼養頭数制限が記載されている。(3)は、飼養又は保管をする環境に関する事項であり、温度・湿度、清潔保持、光管理についてである。(4)は、疾病に関する事項であり、犬猫の健康安全を保持するために、1年に1回以上、獣医師による健康診断を受けさせて、診断書を5年間保存することが規定されている。(5)は、展示または輸送の方法に関する事項であり、展示時間は6時間まで、輸送後2日間の目視観察をすることが規定されている。(6)は、繁殖に関する事項であり、生涯出産回数等や交配時の年齢を制限する規定が定められている。(7)は、適正な飼養に関し必要な事項であり、体表が毛玉で覆われている等の犬猫の状態を示し、こうした状態にしてはいけないといったことが書かれている。なお、これらの規定の一部は、経過措置として、施行日の適用を伸ばしていることも記載されている。
- 資料1-3は、「動物の適正な飼養管理方法等に関する検討会」のこれまでの検討を振り返るために、まとめたものである。第1回から第9回までの概要を記載している。

事務局からの説明後、以下の質問・意見等があった。

- 今回、犬猫において数値基準を入れ、実際に運用が始まったことによって、告発や行政の指導・処分が増加してきているといった実態があるか。また、影響や効果を検証するため、実際にそういった追跡調査、検証作業が行われているのか。(委員)
- 経過措置があり、現場で適用されるのが令和4年6月からの部分もあるため、効果を計るのはこれからである。ただし、即施行されている動物の状態の基準もあり、それについては指導を行っていく中で、自治体から相談も受けている。自治体の方でもこの基準をしっかりと使っていきこうと動いていると思う。勧告や命令、取消処分といった行政処分が件数として出てくるとすれば、事務提要の作成で毎年、数字を報告いただいております。今後もしっかりと注視していきたい。(事務局)
- 今後、犬猫以外の動物の飼養管理について検討することに全く異論はないが、引き続き犬猫についても、必要な時に必要なことを検討する機会があるのか。また、マイクロチ

ップについては、私はそもそもマイクロチップの装着・登録を義務化するのはおかしいのではないかと思っており、法律の方で勧告や命令、罰則以外の仕組みになっているところを基準の方で位置づけるのは法的にどうなのだろうかという疑問を呈したりもしたが、それも含めて、今後どういった運用になっていくのか、注意深く見ていく機会をいただきたい。(委員)

- この後に御説明いただくのかもしれないが、(2) 犬猫以外の飼養管理に関する検討について、今後、どのぐらいの期間で、何回会議を行い、どういう形で議論をまとめていくのか。呼ばれた時だけ集まっている検討会という感じで先が見えないので、教えていただきたい。(委員)
- 犬猫のフォローもしっかりしていかなければいけないという御指摘に対しては、基準の抜けや問題点等が自治体とのやり取りの中で出てきた時に必要があれば改正の機会を設けていかなければいけないと思う。なお、仮に、見直さなければいけないということになれば、この検討会でお諮りすることになるだろうが、まずはしっかり自治体と一緒に運用に努めていきたいと思う。(事務局)
- 今後のスケジュールは、犬猫以外の検討もかなり分厚いものになると思うので、令和3、4年度にかけて検討していく見込み。しっかり御議論いただく中で時間を要することもあると思われる。議事(2)で御説明した後、再度御意見頂戴したい。(事務局)

(2) 犬猫以外の動物の飼養管理に関する検討について

事務局より、

資料2-1 エキゾチックアニマルの飼育状況について

資料2-2 爬虫類の飼育状況について

について、以下の説明が行われた。

- 本検討会では、エキゾチックアニマルという言葉は「犬と猫以外のペット(飼養動物)」、飼養動物とは、動物愛護管理法第10条第1項に規定される動物で、犬猫を除くものを意味することとする。
- 日本におけるエキゾチックアニマルの歴史として、エキゾチックアニマルをペットとして一般の方が飼い始めたのは文献などによれば江戸時代あたりから、多くは鳥類や金魚、ハツカネズミなどの小動物を飼育していた。明治時代に入り、ウサギやハムスターなどが飼われ始め、1960年代に入ると、犬猫も含めペット事業が登場・発展した。その中で、爬虫類がペットとして一般に飼育されるようになった。またこの頃から熱帯魚もブームになり、養殖された安価な熱帯魚が出回るようになった。1970年代に入ると、さらにペット関連事業が浸透し始め、インコや文鳥などの小鳥なども一般の家庭で飼われるようになった。1980年代は、犬猫に加え、爬虫類や熱帯魚、ハムスターなど小さいスペースでも飼育できるペットが人気になる。この頃、エリマキトカゲやウーパールーパーがテレビCMに登場し、爬虫類なども飼育ブームとなった。1990年代後半か

ら 2000 年代には、飼育可能な動物がさらに増えた。都市では様々なライフスタイルが生まれ、この頃に流行ってきたのがフェレットである。その他小型哺乳類ではプレーリードッグ、ウサギ、ハムスターがさらにブームとなる。2000 年代に入ると、いったん落ちていた爬虫類ブームが、インターネットの普及により高度な飼育環境を要する爬虫類の飼育も可能になり、爬虫類のブームが再来した。

- 一昔前、ハムスターやセキセイインコ、文鳥、ミドリガメなどが広く飼われていたが、飼育方法は、その動物の生態や特性を考慮したものではなく、どちらかという、家庭で手軽に扱えるということで飼育されていた。
- 近年、ペットは家族の一員として認識されるようになり、エキゾチックアニマルの飼育方法も少しずつ従来より重視されるようになり、生体の特性などにも配慮する傾向が強くなってきている。
- エキゾチックアニマルに関する問題は、以下、アからオまでの 5 点。ア 輸入（密輸）に関する問題。イ 生態系への被害の問題。ウ 種の絶滅の問題。エ 人獣共通感染症の問題。オ 動物福祉の問題。
- 2010 年に内閣府が実施した「動物愛護に関する世論調査」では、ペットの飼育状況は、犬、猫に続き、魚類、鳥類、ウサギ、ネズミ類、爬虫類の順である。また「2021 年全国犬猫飼育実態調査 結果」では、犬、猫、魚類に続くのは、次に鳥類ではなく、爬虫類であり飼育数が増えてきている。原因としては、最近では SNS でもかわいらしい爬虫類の写真がアップされていたり、若い方に人気の著名人が爬虫類を飼っていたりして、国民的な感情の変化、爬虫類のイメージの変化が要因の一つだと考えられる。
- 爬虫類は昔に比べて、ペットショップや店舗販売以外に、展示即売会での販売も多数行われている。展示即売会が非常に人気で簡単にトカゲやヘビなどが手に入るため、以前は、コレクションをするマニアの方が中心に飼育されていたが、近年は飼育初心者の飼い主も増えている。
- 財務省の貿易統計によると、爬虫類の輸入は、2012 年から少し増え、2013 年から 2016 年にかけて下がったが、2016 年を起点に 2021 年まで少しずつ増えている。その内訳は、2012 年はカメ目が一番多かったが、だんだんとカメの輸入量が減り、それに代わりトカゲ亜目などが増加している。
- 爬虫類の飼育頭数の増加の理由としては、省スペースで飼育が可能、餌を毎日与える必要がない、散歩の必要がない、臭わない、鳴かない、初期費用が犬猫より安いといったことが考えられる。また餌や飼育用具の改良が行われ、生餌を与えなくてもよくなったり、日本でも飼育下の繁殖が行われるようになったり、ヒョウモントカゲモドキなどは様々な色や柄を持つ品種（モルフ）が確立されたことも大きな要因である。さらにインターネットの普及で展示即売会の情報も集めやすく、ホームセンター内のペットショップなどでも購入でき、入手方法が身近になったことも大きい。
- 爬虫類を取り巻く問題は以下の 4 点。①展示即売会の問題。②人獣共通感染症の問題。

③動物愛護の問題（環境エンリッチメント、終生飼養）。④逸走・遺棄等による環境へのインパクトの問題。

① は、移動販売のためイベントからイベントへ移動する業者も多いため、バックヤードや移動中の生体のメンテナンスがきちんとできていないことが多く、イベント中に死んでしまったり、販売している生体の健康状態が悪いものも多くあったりする。また、販売説明が十分にできないことがある。また、イベントの場合、生体価格を他店と比べられ、値切られたり、最終日などは売り上げ確保のために安く売られたりしてしまうことや、販売形態（プラカップなど小さいものを入れて売られること）も問題である。一般の飼い主が見た時に、飼育環境がイメージできない。飼い主側の問題として、動物の寿命や習性、飼い方などを知らないまま、衝動買いをすることがある。また、犬猫に比べて表情が乏しいため、コミュニケーションがとりづらく、飼育に飽きる人がいるといった問題もある。さらに飼育方法を聞きたいと思っても、実店舗がないため、どこに、誰に聞いたら良いか分からず困ることもある。また、ペットが病気やケガをした際に、診察できる獣医師が少ないことも問題である。②は、爬虫類は病気のキャリアになっていることも多くあるので、飼い主の方がその情報を知らないこともある。③は、生体の飼い方、飼養方法がきちんと分かっていないことが多いので、生体の環境エンリッチメント、終生飼養を考えた時に、満足いかない場合も多い。④は、飼育されている爬虫類が逃げ出してしまった場合、犬猫と違い、近所へ与える影響やインパクトが非常に大きい。

事務局からの説明後、以下の質問・意見等があった。

- 2010年の世論調査の結果とペットフード協会の2021年の結果を比べると、全体の傾向としては、確かに爬虫類が増えているかもしれないが、犬や猫の飼育率があまりにも2010年の方が高すぎるのではないか。ペットフード協会の方のデータと犬猫に関してそんなにも差があるのか。また数字を細かく見て、順番が変わったということも重大に受け止めすぎているのではと少し感じた。（委員）
- 図3のペット現在飼育状況と表3の飼育しているペットの種類の飼育割合の数字は、集計方法が違うので、先生がおっしゃる通り一概にこれらを同じものと扱い、増加しているとは言えない。ただし、どちらの数字が正しいのかということではなく、現実問題、2021年のペットフード協会の数字において、爬虫類の飼育頭数の推定が結構多いということが、我々の中では注意すべき点であると考えている。（事務局）
- 14ページのエキゾチックアニマルの問題、24ページの爬虫類の問題は非常に重要な部分だ。犬猫以外、14ページのエキゾチックアニマルに関する問題アからオまでの5点を見た時に、それぞれかなりシビアな問題で、しかも、犬猫と共通する部分もあるが、犬猫にはない問題がかなり出てきている。例えば、エの人獣共通感染症は、26ページの爬虫類の問題にも同じように感染症のことが記載されており、最近クローズアップされるようになってきている。世界の各地から様々な野生動物が集められ、日本にどんどん

入ってきている状況で、密輸の問題、原産地での種の絶滅の問題、それを輸入する側での外来種の問題が出ている。(委員)

- 資料を通して、人獣共通感染症では哺乳類の例がたくさん載っている。我々も哺乳類なので、哺乳類とエキゾチックアニマルの哺乳類に共通のものが深刻な症状を引き起こすことが多いだろう。哺乳類や鳥類による人獣共通感染症はシビアな問題であるがあまり知られていないので、そこはもう少し強調されるべきだ。今後の検討会の中でもきちんと議論すべき部分だろう。(委員)
- 鳥やサルなどは感染症を理由に野生のものの輸入がかなり減ってきているという状況もあるが、それで問題が解決したのかというと、必ずしもそうではない。14 ページのそれぞれの問題について、どこをどのように議論していくのか整理する必要がある。(委員)
- 今日お示した報告は入口の情報であり、今後、どのような方向で検討していくか、どういった飼養管理の基準にしていくのかについて、まさに掘り下げて考えていかないといけない。感染症については、これまでも感染症に注意して取り扱うということは入っていたが、それをより細かく規定していくのかは、取り扱っている方々の御意見も聞きながら、検討していかなければいけない。(事務局)
- 犬猫の場合はメインの課題が繁殖場、ブリーディングの場面と、ショップだった。今回気になるのはショップでの展示の方法である。犬猫の場合、犬猫だけを取り扱うショップがほとんどだが、それ以外の動物を扱うショップは、それ以外の動物がたくさん同じ店舗で販売されている実態がある。そういったショップを見ると、いわゆる捕食動物と被捕食動物が近接に展示されていたり、違った動物種なのに、同じような水槽の中に入って展示されていたりすることが多い。一つ一つの動物種の飼育環境、飼育管理だけではなく、犬猫以外の動物に関しては、ショップの展示方法も検討の中に入れていただきたい。(委員)
- ショップの展示が問題だという点は、重々に受け止め、今後の検討には必ずそういった項目を入れて、議論していきたい。(事務局)
- 今回の情報の中ではあまり出てこなかった展示業者の問題も結構聞くとと思う。動物を展示しているカフェが特に都市部では人気があり、生体を展示し、ふれあいをしている。そこも重要なところとして考えていかなければいけない。動物園との境目が分かりにくい部分もある。また、実験動物や外来生物の問題も整理しないといけない。(委員)
- エキゾチックアニマルでは、ウサギなどの哺乳類はある程度家畜化されているが、同じグループであっても家畜種とは言えないものが飼われているという観点と、さらには、在来種の場合は捕獲圧の問題、放つと外来生物になるという問題、国内での野外とのやり取りの問題、輸出入においては種の保存法や外来生物法、鳥獣保護法など、環境省が関わるたくさんの法律がかかわる。そこも整理しておくべきである。一般の方も事業者の方も分かりにくいところがあるので、整理していく中で、野生の外来種を個人がペッ

トとして飼うのか、今回特定動物は個人では飼育禁止になったが、それ以外にもまだ問題があるので、そういったところも整理していくとよい。(委員)

- 最後の個人で飼える範囲をどうするのかという話は、この検討会で行う話ではなく、法律レベルの話になってくる。現状としては、他法令で輸入の規制がかかっていたり、外来生物法で放してはいけないと規制されていたり、他法令で担保される部分がある。しかし、私どもとしては、動物愛護管理法の範疇で、動物取扱業者の方がどういう取り扱いをすべきか、という検討をまずは進めていくつもりだ。また一般の飼い主の方に対してどこまで遡及させていくかについても大きなテーマだが、この検討会では、あくまで業として取り扱われている方たちに対してこういう取り扱いをしてくださいと提示するものをまとめていくことを目的としたい。(事務局)
- 販売、展示様々な業種があるので、それぞれのステージでこういった問題があり、それを解消するにはどういった基準が必要なのかという切り口で考えていかないとけない。特に犬猫はある意味1種ずつであったが、爬虫類にしろ、鳥類にしろ、非常に種類が多いので、分類や種類ごとにルールを決めることは非常に膨大な作業になり、国民も理解できないことになる。そこは行為の内容といった切り口でルールを決めていくべきであり、種が多い爬虫類では、分類ごとや種類ごとに違いを付けていくことは、現実的ではない。(事務局)

事務局より、

資料2-3 今後の検討の進め方について

について、以下の説明が行われた。

- 今後の検討の進め方(案)として、先ほどの資料2-1、資料2-2の状況を踏まえ、爬虫類の飼養管理に関する検討を進めていきたいと考えている。進め方としては2つを行っていく。一つ目は、爬虫類の飼養に関する情報の収集を引き続き行っていき、資料2-1と資料2-2に新しい、正しい情報を付け加え、検討の材料にしていく。
- 二つ目は、爬虫類の飼養管理に関するワーキンググループを、この検討会の下に設けたい。年3回程度、ワーキンググループのメンバー5名程度で、検討会でもお世話になっている戸田委員を筆頭に、爬虫類の生理・生態に関する学識者、爬虫類の感染症に関する学識者、爬虫類の医療・診療に携わる獣医師、また、爬虫類を扱う学校関係者等の学識経験者で構成したものとする。また、必要に応じてヒアリングを実施し、販売業者や展示業者などから動物取扱業の実態や、動物愛護・福祉側の方から意見等をお聞きしたりしながら、飼養管理基準の構成や内容、整理、法の位置づけなどをとりまとめていく。その後、ワーキンググループでとりまとめた提案等について、この検討会で爬虫類の飼養管理基準の素案としての精査を行い、最終的に、飼養管理基準の案としてとりまとめ、最後に中央環境審議会動物愛護部会の審議、パブリックコメントを経て、省令または告示により公布という流れを考えている。

- ワーキンググループは来年度より設置するが、例えば爬虫類だけに関してもカメ目、トカゲ亜目、ヘビ亜目と様々な種があり、とりまとめられるのか不明で情報を精査しながら行っていかなければいけないので、取組は来年度から取り組み、最終的なとりまとめは情報量によっても変わってくると考えている。

事務局からの説明後、以下の質問・意見等があった。

- 畜産の方では、飼養衛生管理基準が、家畜伝染病予防法の下にあるが、そういった共通感染症に関して、畜産の方ではしっかりやられているので、参考になるだろう。(委員)
- 他の動物の種類もたくさんある中で、爬虫類を犬猫の次に取り上げる必要性についても検討してもらえると良い。たくさん種類がある中で、爬虫類に関する規制のみ先に定められるのかという部分について、国民に説明できる理由も考えておくべきではないかと思う。(委員)
- 犬猫以外の検討にまず着手しなければいけない状況にあるが、とりあえず、爬虫類にとりかかるというだけではよくないと考えている。最終的に爬虫類だけを先に省令化等するのか、他の分類群も含め、どのタイミングで一緒に実現するかというところまでスケジュールをお示しできないが、もし爬虫類を優先して行うということになれば、御指摘の通り理由の説明が必要になってくるだろう。(事務局)
- たくさんあるエキゾチックアニマルの中で、爬虫類を一つのモデルとして最初に着手すると理解した。改めて今まで9回の会議で犬と猫について検討してきたことと、この先にやるべきこと、やった方がよいことを並べて考えると、あまりに違っていると強く感じる。爬虫類に絞って考えた時に、日本及び世界の生物多様性の維持保全との関わりが非常に大きいということをしちんと認識する必要があり、エンドユーザーである国民の方に対しても、密輸のこと、感染症のこと、外来種のことなどは、きちんと知っていただく必要がある。業を営む少数の人がたくさんを生物を輸入して、それが結果として外来種問題につながっているという構図があるので、そこを抜きにして、いきなり動物の福祉だけで考えるというのは片手落ちではないか。(委員)
- 動物愛護管理の観点から、爬虫類の位置づけを考えた時に、非常に多様な生き物であり、小さいものは全長数センチメートルから、大きい物は10メートルもある。種の数も非常に多く、生態的にも非常に異なったものがある。そういうものをどのように扱い、まとめていくのかは、十分に整理していく必要がある。さらに個々の種に関する情報が少ない状況なので、そこも家畜動物とは状況が違う。どのような状態がその動物にとって快適なのか、不適なのかはなかなか分からないし、哺乳類ではないので、我々の感覚で理解できないことがすごくあると思う。(委員)
- 逸走・逸出したトカゲやヘビなどの報道のされ方を見ていると、ある意味おもしろおかしく扱われている部分があり、その状況自体をどのように捉え、どう変えるのか変えないのか議論する必要もあると感じた。(委員)

- なぜ爬虫類から始めたのか説明ができないといけない。これは基準になり、事業者の事業活動を規制することになると、それが狙い撃ちではないかといった不満が生じかねず、それに対して客観的に合理的に理由を説明することができないといけないと思う。数が多い、特に心配な事例が多いといった、何らかの理由がないといけないが、その上で、改めてどう切り分けて、どのように基準を定めていくのかということとは、本当に難しい。(委員)
- まさに難しいことに着手しようとしていることは、先生方がおっしゃる通りだと考えている。犬猫以外を検討するとまとめて言ってきたが、単純に犬猫以外で一様に基準ができあがるということにはならない。他法令との関係やエンドユーザーに向けたメッセージも必要だと考えている。業の規制につながる話なので、社会的な背景やどういったことが求められているかをきちんと国として示しながら、検討する必要がある。(事務局)
- 今のスケジュール案だと、爬虫類を先に行い、爬虫類が終わったら、それを出すという形だが、それがいつになるのかが分からないのであれば、それ以外の部分はそのさらに後になって良いのか。今、先生方のコメントを聞いていても、爬虫類がどこまでまとめられるか分からないという、かなり未知の領域的なところがあることを踏まえると、逆に特に動物の福祉や愛護管理の観点を広げていく観点からは、哺乳類や鳥類のような恒温動物の方が家畜としての様々な蓄積が引用しやすく、犬猫の基準から近いことができるようにも感じる。つまり、そちらの方ができるとできないことの区別がもう少しはつきりしやすいようにも感じる。今回、エキゾチックアニマルとしてまとめた部分に関しては、爬虫類が終わるまで何もしないということなのか。それとも徐々に検討にとりかかる可能性もあるのか。(委員)
- 動物愛護管理室の抱えている業務状況もあり、その中で何を優先して政策課題に取り組まなければいけないか、また現状のリソースの中で考えていかなければいけないということも御理解いただきたい。今、鳥類と哺乳類についても並行してやると簡単に言えば良いが、そこは犬猫の飼養管理基準の援用として検討を進められるかどうかは、持ち帰って考えたい。その場合には、ワーキンググループにおいて別のメンバーで爬虫類を検討している間に、この本検討会を活用していくこともあり得るかもしれない。(事務局)
- 福祉問題は犬猫と比べて対応が非常に難しいという話だが、福祉とは、身体的健康と心理的健康があり、心理的健康の部分は研究蓄積がほとんどないと思うが、身体的な健康(生理的な変調やケガといった損傷)については、結構はつきりと分かるだろうから、種にかかわらず、そういう部分での配慮を検討していけば良いのではないかと。(委員)
- なぜ爬虫類から始めるのかという整理はとても重要だ。個人的にはなぜウサギのような哺乳類から始めないのかは少し疑問に思う。なぜウサギかと言うと、犬猫の方でも多頭飼育崩壊などがかなり大きな問題になっているが、都内ではウサギの多頭飼育問題

もかなり起きている。またウサギのカフェもたくさんあるので、なぜ爬虫類から始めるのか、他の種についてはどうなのかについて、説明をする必要がある。(委員)

- 一方で、確かに爬虫類に関しては、お惣菜のパックのようなものに入ったまま販売され、飼育管理の方法として大きな問題があるとも理解するが、コモンマーモセットのようなサル類などの哺乳類のエキゾチックアニマルをどうするのかについての検討も非常に大事である。(委員)
- どれも待ったなしの状況であることは分かる。決して、爬虫類を優先するつもりはないが、まずは手をつけないといけない。爬虫類は難しい、チャレンジングな分野であるということもあり、そこを後に回すより、初めに取りかかるという決意的な意味合いもある。もちろん制度化に当たっては、なぜそこが必要かという必要性の話は役所としてしっかり整理しなければならない。先生方から哺乳類についてどういったことを考えていかなければいけないかの御示唆もあったので、そういったことを踏まえると、そちらも並行して進められるのかについても考え、受け止めていきたい。(事務局)

武内座長より議事のまとめを行っていただいた。

委員の挙手をもって、以下を決定した。

- 犬猫以外の動物の飼養管理に係る検討に着手する。提案のあったとおり、爬虫類の検討を進めつつ、これまでの飼養管理の検討の経緯から言うと、敷衍(ふえん)しやすいその他の哺乳類について、犬猫の考え方・ロジックを応用できるタイプのものも並行して検討を進めていくことで、よろしいか。

(全員一致により賛成)

- 爬虫類の検討については、専門家等から構成されるワーキンググループを立ち上げる。戸田委員のアドバイスを受けた上で、ワーキンググループメンバー案をまとめて、座長の確認をもって選任をさせていただくが、よろしいか。

(全員一致により賛成)

議事(3) その他については、事務局および委員より特段なし。

これまで、2年半にわたり「犬猫の飼養管理基準」について議論を重ねてきた本検討会だが、本日の議事を通じて、今後新たなステージに入るという印象を受けた。ペットの多様化が進んでいる中、それらに対応して取り組んでいかなければならないことがますます増えている。今後、委員の皆様からも、引き続き、御助言・御協力賜りたい。(武内座長)

以上